

EXHAUST SYSTEM information

2010年加速騒音新規制(事前認証制度) 対象車両について

2010年加速騒音新規制(事前認証制度)は2010年4月1日以降の生産車より適用されます。
自分の愛車が対象となる車両かどうかの判断は車検証にてご確認して頂けます。

自動車検査証

①

②

①の『初度登録年月』が
H22年3月以前の場合は対象外。
H22年4月以降の場合は②の
『備考』をご確認下さい。

備考

新規登録
自動車重量税額 ¥45,000
[21年度税制]平成22年9月 日 新規登録 受検済み
平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96dB
マフラー加速騒音規制適用車
以下余白

②の『備考』に上記の『マフラー加速騒音規制適用車』の記載があるお車は
2010年加速騒音新規制(事前認証制度) 対象車両となります。
新規制対応の柿本改マフラーをご使用下さい。